

岐阜県山岳連盟パーソナル（個人）会員規約

（名称）

第1条 岐阜県山岳連盟（以下「岳連」）へ個人加盟する者を、パーソナル（個人）会員（以下「パーソナル会員」）と称する。

（趣旨）

第2条 パーソナル会員は、岳連の指導の下で安全登山に必要な知識・技術の習得に努め、登山活動を実践する。

（加入手続きと会員資格の取得）

第3条 パーソナル会員を希望する者は、必要事項を記入した申込書を岳連理事長あてに提出するとともに、年会費を納入する。なお、2年目以降は、会費の納入をもって継続加入手続きとする。

2. 岳連理事長は、入会申込書により会員資格の取得について総合判断する。

なお、岳連理事長は、会員資格の取得について岳連常任理事会の協議を経て入会を認めない場合がある。

（会費と会計年度）

第4条 年会費は3000円とし、当年度の会費は前の年度末までに指定の口座へ振り込む。
なお、年度途中の納入を認めるが、会費の減額等の措置をとらない。パーソナル会員の資格は、会費の支払いをもって発生する。本会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

（会費の使途）

第5条 会費は講習会等パーソナル会員の活動支援に必要な経費にあてる。

（パーソナル会員の責務）

第6条 パーソナル会員は、岳連が主催する講習会等に積極的に参加して、登山技術や知識の習得に努める。また、山岳遭難に有効な山岳共済保険などに加入する。

2. パーソナル会員規約を遵守する。

3. パーソナル会員年会費を期限までに納入する。

（パーソナル会員の権利）

第7条 パーソナル会員は、岳連が主催する講習会等への出席にあたって、原則として岳連加盟山岳会の会員と同等の権利を有する。

2. パーソナル会員からの運営上の意見・質問については、パーソナル委員会の事務局に対して行うことができる。ただし組織運営上の議決に関する案件は、岳連常任理事会、岳連理事会を経て決定する。

（岳連のパーソナル会員向け事業）

第8条 岳連は安全登山に資する講習会の開催や情報の提供のほか、岳連に加盟する各山岳会の情報なども提供する。

（パーソナル会員資格の消滅）

第9条 パーソナル会員は任意に退会することができる。

2. 以下の場合、岳連はパーソナル会員を除名することができる。

- (1) 申込書記載事項に虚偽があった場合
- (2) パーソナル会員責務に違反した場合
- (3) 岳連の名誉を毀損し、または秩序を乱した場合
- (4) その他会員として、不適当と認めた場合

3. パーソナル会員資格の消滅時期に関わらず、既に納入した年会費は返還されないものとする。

(個人情報の保護)

第10条 取得した個人情報は、岳連の行事等の案内に使用するほか、公認スポーツ指導者登録手続き、岳連が推薦する外部講習会参加申込書の作成、登山知識・技術向上のための情報案内、万一の際に家族等と連絡をとるために使用し、これ以外の目的に使用しない。

(会員規約の改廃)

第11条 岐阜県山岳連盟パーソナル（個人）会員規約の改廃は、岳連常任理事会の議決を以って改廃できるものとする。

(免責事項)

第12条 パーソナル会員は岳連主催の講習会等の参加時において、自己の不注意で不測の事故や負傷が発生した場合、個人の加入する山岳保険・傷害保険・生命保険等により自己責任で処置し、岳連に対し責任を問わない。

(附則)

この規約は平成26年10月1日から施行する

本規約は令和元年7月9日改正する。

本規約は令和4年x月x日改正する。